別紙１－⑧

森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）積算要領

１．適用範囲

本要領は、３次元設計データを活用した治山ダム工（以下、「治山ダム工（ＩＣＴ）」という。）に適用する。

２．適用工種

・コンクリート谷止工
・コンクリート床固工
・間詰工
・側壁工
・副ダム工
・垂直壁
・水叩工

３．３次元起工測量及び３次元設計データの作成費用

３次元起工測量及び３次元設計データの作成費用については、当初設計には計上しないものとする。

ただし、工事の実施に当たり、３次元起工測量及び３次元設計データの作成（修正を含む。）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。

３－１ 費用の計上方法

共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。また、当該費用は間接費を含む額とし、現場管理費や一般管理費等の対象額に含めないこととする。そのほか、下記の費用に関しては、間接工事費に含まれることから別途計上の対象とならない。

・３次元起工測量
　基準点等の設置（従来の起工測量に含まれるもの）
・３次元設計データ作成
　設計図書の照査に関する作業
　その他協議図面作成に関する作業
　完成図書作成に関する作業

３－２ 見積書の提出

受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

３－３ 費用を計上しない場合

以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。

・受注者から見積書の提出がない場合
・前工事又は設計段階で作成された３次元設計データを活用する場合
・発注者が貸与した３次元設計データを活用する場合

４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

（１）出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積書により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

また、受注者から見積書の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、治山ダム工（ＩＣＴ）と同時に実施するＩＣＴ活用工事（土工）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数　：　1.2
・現場管理費率補正係数　：　1.1

上記経費の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）実施要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（２）費用計上に当たっての留意事項

１）「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。
２）受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。
①補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合
・補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積りによる金額
②受注者からの見積りによる金額を計上する場合
・補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積りによる金額

５．施工箇所が点在するＩＣＴ活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年３月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）「第６　請負工事費の積算基準」及び森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて「３　施工地域が点在する工事の間接工事費の積算」により積算するものとする。